

## 新制度の特徴

新制度で変わった点は、主に以下の3点となります。

(1) 法律の要件を満たせば、登記のみで一般社団法人又は一般財団法人を設立することができる。

➡ 許可主義から準則主義へ

(2) 一般社団法人又は一般財団法人のうち、公益認定基準を満たしていると認められる法人は、公益認定を受けて公益社団法人又は公益財団法人になることができる。

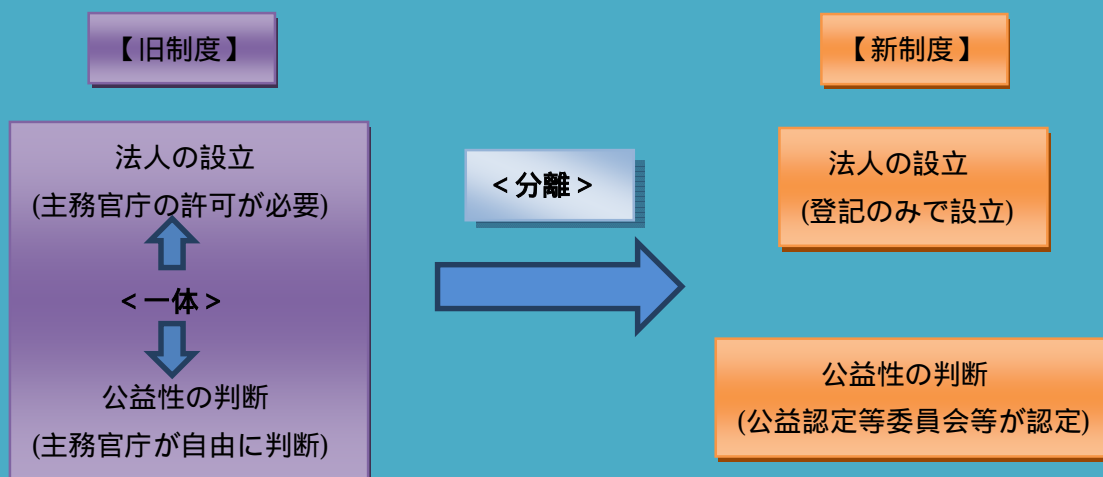
➡ 法人の設立と公益性の認定の分離

(注)新たに法人を設立する場合には、いきなり公益法人を設立することはできず、一般法人を設立後、公益認定を受けて、公益法人とすることができます。

(3) 公益認定基準を満たしているかどうかの判定・判断は、国の公益認定等委員会又は都道府県の合議制の機関が行う。

(注)上記機関は「判定・判断」を行うのであり、最終的に決定するのは行政庁である内閣総理大臣又は都道府県知事となります。

以上の3点に共通して言えることは、裁量行政から法律による行政に変わったということです。行政庁の裁量の働く余地はなく、その権限は法律に基づき、法律によってしか行使することはできないのです。



E-mail : [y-kaneko@yamadasougou.co.jp](mailto:y-kaneko@yamadasougou.co.jp)

電話 : 03-3694-6091

金子嘉治

お問い合わせは  
こちらまで

